

昭和二十年八月二十五日會議案

秘

昭和二十年八月二十五日
昭和二十年八月二十五日
勅令第四百八十二号

外務省官制中改正ノ件 参照表附

朕權密顧問ノ諮詢ヲ經テ外務省官制中改正ノ件ヲ裁可シ茲ニ之ヲ公布セシム

御名ノ御璽

年月日

内閣總理大臣

外務大臣

大東亞大臣

勅令第 號

外務省官制中左ノ通改正ス

第一條第一項但書ヲ削リ同項ノ次ニ左ノ一項ヲ加フ

外務大臣ハ關東局及南洋廳ニ關スル事務ヲ統理ス

同條第二項中「前項」ヲ「第一項」ニ改ム

第三條中「十九人」ヲ「三十五人」ニ改ム

第四條中「四局」ヲ「五局」ニ、「戰時經濟局」ヲ「經濟局」ニ改

メ一調査局ノ次ニ一管理局ヲ加フ

同條ニ左ノ二項ヲ加フ

管理局ノ職務ヲ分置スル爲外務大臣ノ定ムル所ニ依リ部ヲ置クコトヲ得

官項ノ部ヲ置キタル場合ニ於テハ該部長ハ該部員ヲ以テ之ニ充ツ

第七條中一戰時經濟局ニ於テハ該局ニ於ケル一經濟局ニ於テハ

改ム

第九條及第十條ヲ削リ第十一條ノ第九條トス

第十條 管理局ニ於テハ關東局及南洋局ニ關スル事務並ニ外務大臣

ノ指定スル地域ニ於ケル在留帝國臣民及諸施設ニ關スル事務其ノ

他同地ニ係ル事務ニシテ外務大臣ノ指定スルモノヲ掌ル

第十一條 外務省ニ參事官專任四人ヲ置ク勅任トス外務大臣ノ命ヲ

承ケ審議立案ヲ掌ル

外務大臣ハ須要ニ應シ參事官ヲシテ各局ノ事務ヲ助ケシムルコト

ヲ得

第十一條ノ二中「專任六人」ヲ「專任二十七人」ニ改ム

第十二條中「專任三十三人」ヲ「專任七十人」ニ改ム、「專任十二人」ヲ

「專任二十四人」ニ改ム

第十三條中「專任五人」ヲ「專任七人」ニ改ム

第十四條中「專任八人」ヲ「專任十三人」ニ改ム

第十五條中「專任三人」ヲ「專任十八人」ニ改ム

第十六條中「專任百人」ヲ「專任二百十七人」ニ改ム

第十七條中「專任二十五人」ヲ「專任三十五人」ニ改ム

第十八條中「專任十二人」ヲ「專任三十六人」ニ改ム

附 則

本令ハ公布ノ日ヨリ之ヲ施行ス

従前大東亞大臣ノ管理ニ關シタル對外交化事業ニ關スル事務ハ當分

ノ内外務大臣ニ於テ之ヲ管理ス

外務省官制 (明治三十一年勅令 第二百五十八號)

第一條 外務大臣ハ外國ニ駐スル事務ノ施行、外國ニ於ケル領事事務ノ保護及外國在留帝國臣民ニ關スル事務並ニ移植民及海外拓殖事業ニ關スル事務ヲ管理ス但シ大東亞大臣ハ管理ニ關スルモノヲ除ク

外務大臣ハ前項ニ規定スル事務ニ付外交官及領事官ヲ指揮監督ス
第二條 大臣官房ニ於テハ通則ニ據クルモノノ外帝國ニ駐在スル各國外交官領事官、外國人紋勳、條約書保管、文書翻譯、旅券及所管行政ノ審査一般ニ關スル事務ヲ掌ル

第三條 外務省專任書記官ハ十九人ヲ以テ定員トス

第四條 外務省ニ左ノ四局ヲ置ク

政務局

戰時經濟局

條約局

調査局

第五條 政務局ニハ外交ニ關スル事務及他局ノ所管ニ關セサル事務ヲ掌ル

第六條 削除

第七條 臨時經濟局ニ於テハ臨時ニ於ケル對外經濟政策及對外經濟交渉ニ關スル事務ヲ掌ル

第八條 條約局ニ於テハ條約及涉外法規事項ニ關スル事務ヲ掌ル

第九條 削除

第十條 削除

第十一條 調査局ニ於テハ外務省所管事項ニ關スル調査及資料整備並ニ情報ニ關スル事務ヲ掌ル

第十二條 外務省ニ外務事務官專任三十三人及外務理事官專任十二人ヲ勅任ト爲スコトヲ得上官ノ命ヲ承ケ調査ヲ掌ル

第十三條 外務省ニ外務事務官專任三十三人及外務理事官專任十二

人ヲ置ク奏任トス上官ノ命ヲ承ケ事務ヲ掌ル

第十三條 外務省ニ翻譯官專任五人ヲ置ク奏任トス上官ノ命ヲ承ケ

文書翻譯ヲ掌ル

第十四條 外務省ニ電信官專任八人ヲ置ク奏任トス上官ノ命ヲ承ケ

電信符號ニ關スル事項ヲ掌ル

第十四條ノ二 外務省ニ編修官專任一人ヲ置ク奏任トス上官ノ命ヲ

承ケ外交史實ニ關スル資料ノ編修ヲ掌ル

第十五條 外務省ニ技師專任三人ヲ置ク奏任トス上官ノ命ヲ承ケ技

術ヲ掌ル

第十六條 外務屬ノ定員ハ專任百人トス

第十七條 外務省ニ電信官補專任二十五人ヲ置ク判任トス上官ノ指

揮ヲ承ケ電信符號ニ關スル事務ニ従事ス

第十八條 外務省ニ技師專任十二人ヲ置ク判任トス上官ノ指揮ヲ承

ケ電信、建築其ノ他技術ニ従事ス

附 則 本令ハ公布ノ日ヨリ之ヲ施行ス

大東亞省官制

(昭和十七年七月十一日)

第一條 大東亞大臣ハ大東亞地域(内地、朝鮮及臺灣ヲ除ク以下同シ)ニ關スル諸般ノ政務ノ履行(純外交ヲ除ク)、同地域内諸外國ニ於ケル諸般事務ノ保護及同地域内諸外國在留帝國臣民ニ關スル事務並ニ同地域ニ係ル移住民、海外拓殖事業及對外文化事業ニ關スル事務ヲ管理ス

大東亞大臣ハ前項ニ定ムル事務ノ外交及交易ニ關スル事務及交易ニ伴フ外國爲替ノ管理ニ關スル事務ヲ管理ス
大東亞大臣ハ關東局及南洋廳ニ關スル事務ヲ管理ス
大東亞大臣ハ第一項ニ規定スル事務ニ付キ大東亞地域ニ駐在スル外交官及領事官ヲ指揮監督ス

第二條 大東亞省ニ左ノ五局ヲ置ク
國務局
滿洲事務局

支那事務

南方事務

貿易

第三條 總務局ニ於テハ左ノ事務ヲ掌ル

一 大東亞地域ニ關スル重要政策ノ企畫及管務ノ綜合調整ニ關スル事項

二 大東亞地域ニ關スル調査及資料ノ整理ニ關スル事項

三 大東亞地域ニ於テハ邦人及邦人ノ保護ニ關スル事項

四 所管行政ノ考査一掃ニ關スル事項

五 他局ノ所管ニ關セサル事項

第四條 滿洲事務局ニ於テハ左ノ事務ヲ掌ル

一 關東州ニ關スル事項

二 滿洲國ニ關スル外交事項

三 滿洲國ニ於テ事業ヲ爲スラ目的トシテ特別ノ法令ニ依リ設立セラレタル邦人ノ業務ノ監督ニ關スル事項

四 滿洲移民及滿洲拓殖事業ニ關スル事項

五 對滿文化事業ニ關スル事項

六 其他關東州及滿洲國ニ關スル事項

第五條 支那事務局ニ於テハ左ノ事務ヲ掌ル

一 支那ニ關スル外交事項

二 支那ニ於テ事業ヲ爲スラ目的トシテ特別ノ法令ニ依リ設立セラレタル邦人ノ業務ノ監督ニ關スル事項

三 對支文化事業ニ關スル事項

四 其ノ他支那ニ關スル事項

第六條 南方事務局ニ於テハ左ノ事務ヲ掌ル

一 南洋羣島ニ關スル事項

二 タイ、ビルマ、フィリピン、印度支那ニ關スル外交事項

三 南方諸地域ニ於テ事業ヲ爲スラ目的トシテ特別ノ法令ニ依リ設立セラレタル法人ノ業務ノ監督ニ關スル事項

四 南方諸地域ニ係ル文化事業ニ關スル事項

五 其ノ他南方諸地域ニ關スル事項

第六條ノ二 交易局ニ於テハ左ノ事務ヲ掌ル

一 交易ニ關スル事項

二 外國爲替管理ニ關スル事項但シ金銀ノ輸出爲替ノ處分ノ貨物ノ輸入ノ替及輸入信用狀ノ取得ハ外國爲替銀行ノ爲ス處分及取得ヲ除ク一ニ關スルモノ竝ニ外國爲替ヲ取組マスシテ爲ス貨物ノ輸出及輸入ノ取締ニ關スルモノニ限ル

第六條ノ三 大東亞省ニ交易局參與ヲ價キ交易局ノ事務ニ參與セシム
參與ハ大東亞大臣ノ奏請ニ依リ該省各廳職任官ノ中ヨリ内閣ニ於テ之ヲ命ス

第六條ノ四 大東亞大臣ハ必キト認ムル地ニ交易事務所ヲ設ケ交易局ノ事務ヲ分掌セシムルコトヲ得

交易事務所長ハ大東亞書記官又ハ大東亞事務官ヲ以テ之ニ充ツ

第七條 大東亞省ニ事務官專任一人ヲ置ク勅任トシ大東亞大臣ノ命ヲ承ケ調査及審議立案ヲ掌ル

第八條 大東亞書記官ハ專任二十六人ヲ以テ定員トス

第九條 大東亞省ニ調査官專任二十七人ヲ置ク奏任トス上官ノ命ヲ承

ケ調査ヲ掌ル

第十條 大東亞省ニ大東亞事務官專任十四人及大東亞理事官專任十三人ヲ置ク奏任トス上官ノ命ヲ承ケ事務ヲ掌ル

第十條ノ二 大東亞省ニ爲替管理官專任一人ヲ置ク奏任トス上官ノ命ヲ承ケ外國爲替管理法ニ基ク検査其ノ他ノ管理事務ヲ掌ル

第十一條 大東亞省ニ大東亞技術師專任十九人ヲ置ク奏任トス上官ノ命ヲ承ケ技術ヲ掌ル

第十二條 大東亞省ニ通譯官專任二人ヲ置ク奏任トス上官ノ命ヲ承ケ翻譯及通譯ヲ掌ル

第十三條 大東亞省ニ電報官專任五人ヲ置ク奏任トス上官ノ命ヲ承ケ電信符號ニ關スル事務ヲ掌ル

第十四條 大東亞省ハ專任百〇七人ヲ以テ定員トス
第十條ノ二 大東亞省ニ爲替管理官補專任二人ヲ置ク判任トス上官ノ指揮ヲ承ケ外國爲替管理法ニ基ク検査其ノ他ノ管理事務ニ從事

第十五條 大東亞省ニ大東亞技術師專任三十人ヲ置ク判任トス上官ノ

指揮ヲ承ケ技術ニ従事ス

第十六條 大東亞省ニ新設官制專任職人ヲ儘ク判任トス上官ノ指揮ヲ承ケ翻譯及通譯ニ従事ス

第十七條 大東亞省ニ電信官補專任十六人ヲ儘ク判任トス上官ノ指揮ヲ承ケ電信符號ニ關スル事務ニ従事ス

第十八條 前條ノ職員ノ外大東亞省大臣ノ奏請ニ依リ關係各廳高等官ノ中ヨリ内閣ニ於テ事務官ヲ命スルコトヲ得

第十九條 大東亞省ニ於テハ陸海軍ニ接應協力スル爲メ大東亞地域内占領地行政ニ關聯スル事務ヲ行フモノトス

附則

本令ハ公布ノ日ヨリ之ヲ施行ス

對滿事務局官制、東亞院官制、東亞院連絡部官制及拓務省官制ハ之ヲ廢止ス

大東亞省官制

外務省官制

(明治三十一年勅令第二百五十八號)

第一條 外務大臣ハ外國ニ關スル政務ノ施行、外國ニ於ケル帝國商

事ノ保護及外國在留帝國臣民ニ關スル事務ヲ管理シ外交官及領事官ヲ指揮監督ス

外務大臣ハ滿洲局ノ事務ニシテ涉外事項ニ關スルモノニ付滿洲國駐劄特命全權大使ヲ指揮監督ス

第二條 大臣官房ニ於テハ通則ニ據クルモノノ外帝國ニ駐在スル各國外交官領事官、外國人教勸、條約督保管及文藝翻譯ニ關スル事務ヲ掌ル

第三條 外務省專任書記官ハ二十七人ヲ以テ定員トス

第四條 外務省ニ左ノ六局ヲ設ク

東亞局

歐亞局

亞米利加局

南洋局

通商局

條約局

第五條 東亞局ニ於テハ滿洲國、支那國、香港及澳門ニ關スル外交事務ヲ掌ル

第六條 歐亞局ニ於テハ東亞局、亞米利加局及南洋局ノ掌ラザル外交事務ヲ掌ル

第六條ノ二 亞米利加局ニ於テハ亞米利加ニ於ケル諸國（「カナダ」
 「合衆」及其ノ屬地）「フィリピン」群島ヲ除クニ關スル外交
 事務並ニ移民及旅券ニ關スル事務ヲ掌ル
 第六條ノ三 南洋局ニ於テハ「タイ」國「フィリピン」群島、印
 度支那、「ビルマ」、「マレー」、「ボルネオ」、東印度諸島、印
 洲及「ニュー・ジブラント」其ノ他ノ大洋洲諸島並ニ南極地方
 ニ關スル外交事務ヲ掌ル
 第七條 通商局ニ於テハ通商航海ニ關スル事務ヲ掌ル
 第八條 條約局ニ於テハ條約及涉外法規事項ニ關スル事務ヲ掌ル
 第九條 削除
 第十條 削除
 第十一條 外務省所管事項ニ關スル調査及資料整備並ニ情報ノ事務
 ヲ掌ラシムル爲外務省ニ調査部ヲ置ク
 第十二條 調査部ニ部長一人ヲ置ク
 第十三條 外務省ニ調査官專任十一人ヲ置ク
 第十四條 外務省ニ調査官專任五十七人及外務理事官專任二十
 三人ヲ置ク
 第十五條 外務省ニ翻譯官專任八人ヲ置ク
 第十六條 外務省ニ電信官專任十五人ヲ置ク
 第十七條 外務省ニ翻譯官專任八人ヲ置ク
 第十八條 外務省ニ電信官專任十五人ヲ置ク
 第十九條 外務省ニ翻譯官專任八人ヲ置ク
 第二十條 外務省ニ電信官專任十五人ヲ置ク

第十四條ノ二 外務省ニ編修官專任二人ヲ置ク奏任トス上官ノ命ヲ
承ケ外交史實ニ關スル資料ノ編修ヲ掌ル
第十五條 外務省ニ技師專任四人ヲ置ク奏任トス上官ノ命ヲ承ケ技
術ヲ掌ル
第十六條 外務省ノ定員ハ專任二百六人トス
第十七條 外務省ニ翻譯官補專任三人ヲ置ク判任トス上官ノ指揮ヲ
承ケ文書翻譯及通譯ニ從事ス
第十八條 外務省ニ電信官補專任二十六人ヲ置ク判任トス上官
ノ指揮ヲ承ケ電信符號ニ關スル事務ニ從事ス
第十九條 外務省ニ技師專任十九人ヲ置ク判任トス上官ノ指揮ヲ承
ケ電信、建築其ノ他技術ニ從事ス

ケ電信符號ニ關スル事項ヲ掌ル
第十四條ノ二 外務省ニ編修官專任二人ヲ置ク奏任トス上官ノ命ヲ
承ケ外交史實ニ關スル資料ノ編修ヲ掌ル
第十五條 外務省ニ技師專任四人ヲ置ク奏任トス上官ノ命ヲ承ケ技
術ヲ掌ル
第十六條 外務省ノ定員ハ專任二百六人トス
第十七條 外務省ニ翻譯官補專任三人ヲ置ク判任トス上官ノ指揮ヲ
承ケ文書翻譯及通譯ニ從事ス
第十八條 外務省ニ電信官補專任二十六人ヲ置ク判任トス上官
ノ指揮ヲ承ケ電信符號ニ關スル事務ニ從事ス
第十九條 外務省ニ技師專任十九人ヲ置ク判任トス上官ノ指揮ヲ承
ケ電信、建築其ノ他技術ニ從事ス

附則
本令ハ公布ノ日ヨリ之ヲ施行ス

昭和二十年八月二十五日會議議案

昭和二十年八月二十六日
勅令第四百八十三號

農商省官制中改正ノ件

参照添附

（Faint, illegible text from the reverse side of the page, likely bleed-through or a separate document page.)